

## 環境関係の新規立法及び改正法の概要

2001年1月から6月まで150日にわたり開会された151通常国会において、環境関係で、次の4法が新規に成立または改正されました。

- ① 計量法（改正）
- ② PCB廃棄物処理推進特別措置法（新規）
- ③ フロン類の回収・破壊の確保法（新規：議員立法）
- ④ 自動車NOx法（改正）

### ① 計量法改正

#### <背景>

- ・環境中のダイオキシン類等極微量物質の分析精度の確保の必要性。
- ・従来の環境分析の計量証明制度に加え、より高度な事業所認定の必要性。

#### <ポイント>

- ・計量士資格は従来と同じだが、事業所の要件強化。
- ・特定計量証明事業（環境計量の一部で極微量濃度の計量証明）の新設：当面、ダイオキシン類を対象とし、平成15年4月以降は、計量証明に必要となる。
- ・特定計量証明事業者：ISO/IEC17025の内容に沿った認定<①技術能力②業務の実施方法③認定更新④経験のある計量士>、(独)製品評価技術
- ・ppt、ppqという低濃度単位の追加。
- ・証明書へのマーク（標章）の制度。

### ② PCB廃棄物処理推進特別措置法の新設

#### <背景>

- ・PCB類は絶縁体等の優れた性質を持った化学物質であったが、環境汚染が問題になり、昭和47年（法律上は昭和49年に）製造と新規使用中止。その時点までで、日本の累積生産・輸入量は5万トン以上といわれる。
- ・PCBを使用した変圧器等が廃棄物として保管されている（なお、一部に濃度は低いが再生絶縁油に含有されているものもある）。
- ・国内処理としては、①一部の紙製品、②国内製造メーカーが回収した液状PCB5500トンを兵庫県高砂市で熱分解したのが、主な実績。
- ・保管が長期化したため紛失等の問題も発生。
- ・近年、工業製品中のPCBにダイオキシン類の一種であるCo-PCBが含有されていることが判明：放置できないとの認識。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」も焼却の他に化学分解を認知し、処理に弾み。
- ・環境事業団事業も主体的に乗り出す。

#### <ポイント>

- ・対象：PCB廃棄物 → PCB、PCBを含む油、塗布物等、封入された廃棄物。
- ・保管の届出義務、保管状況の公表。
- ・期間内の処理義務（15年以内）

### ③ フロン類の回収・破壊確保法の新設

#### <背景>

- ・ 成層圏オゾン層を破壊するフロン類の国内新規製造・使用はほぼ完全に中止されているが、フロンを含む使用済み製品等からの回収が課題であった。
- ・ 依然広がるオゾンホールの原因物質、温暖化ガスの一種としても注目されるなど、対策が急務であった。
- ・ 議員立法により成立。廃掃法から独立した立法である。

#### <ポイント>

- ・ 第1種特定製品  
:業務用機器が対象  
:冷蔵機器、冷凍機器(自販機含む)
- ・ 第2種特定製品:自動車のエアコン
- ・ 破壊業者:主務大臣の許可が必要
- ・ 料金:有料

### ④ 自動車NO<sub>x</sub>法

#### <背景>

- ・ 尼崎公害訴訟一審判決で国(道路管理者)の責任(損害賠償、大気中の浮遊粒子状物質SPMの濃度に着目し、一部の差し止めが指摘された)。訴訟自体はその後、和解したものの、一審のSPM差し止めレベルは大都市の沿道に散在するレベルであり、道路の沿道対策が急務となった。
- ・ 自動車NO<sub>x</sub>法による二酸化窒素の環境基準の達成も困難であり、危機感が強まった。一方、低公害車の普及はあまり進まず、東京都等自治体の条例の動きも加速していた。

#### <ポイント>

- ・ 対象物質(これまでNO<sub>x</sub>)に、SPMを追加(NO<sub>x</sub>等とした)。
- ・ 今後、対象地域に名古屋圏を追加(従来、NO<sub>x</sub>のみの指定では、首都圏、大阪圏のみ)をする方向。
- ・ 対象地域においては、SPMの総量削減計画も策定。
- ・ 特定排出基準:特にディーゼル車については今後かなりの対策が求められる内容。

